

作成日：平成 28 年 7 月 1 日

更新日：令和 4 年 11 月 25 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒950-1122) 新潟県新潟市西区木場 5 3 (ニイガタケンニイガタシニシクキバ)

名称（フリガナ）：新潟市黒埼地区茶豆組合協議会 (ニイガタシクロサキチクチャマメクミアイキョウギカイ)

代表者（管理人）の氏名： 会長 鷲尾 桂司

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：えだまめ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くろさき茶豆 (クロサキチャマメ)

4 明細書の変更

生産者団体新潟市黒埼地区茶豆組合協議会（以下、協議会と称す）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種・生産地の確認

協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、所属する生産農家の生産・販売計画をとりまとめ、適切な品種を使用しているか否かと生産地を確認した上で『くろさき茶豆』生産・販売登録票』と『くろさき茶豆』販売先リスト』、「組合員名簿」（添付資料 16）とをあわせて協議会に提出する。協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に作成・提出させたそれらの書類によって、適切な品種を使用しているか否かと生産地を確認する。

また協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、所属する生産農家のうち消費者等へ直接販売を予定する生産農家に『くろさき茶豆』生産・販売登録票』と『くろさき茶豆』販売先リスト』を作成・提出させ、協議会に提出する。協議会は、それらの書類によって適切な品種を使用しているか否かと生産地を確認した上で、地理的表示である『くろさき茶豆』と登録標章の使用を認める「直接販売農家」として登録する。「直接販売農家」は、生産組合に出荷し検査に合格した枝豆と同じ方法で生産・調製・選別した枝豆を『くろさき茶豆』として販売する。

(2) 栽培方法の確認

協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に検査員を 1 名以上置き、各検査員はその生産組合に所属する生産農家（直接販売農家を含む）に生産資材の使用履歴等を記載した「栽培記録カード」（添付資

料 17 又は各生産組合が作成する様式)を作成・提出させ、その記載内容を検査員が確認することで栽培の方法を遵守しているか否かを確認し、協議会へ報告・写しを提出する。

協議会は、内容を確認し栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に袋詰責任者を置く(検査員と兼務可)。各袋詰責任者は調製・選別・袋詰作業を監督し出荷規格が守られているか否かを確認する。最終製品の確認についても各袋詰責任者が確認する。

協議会は、『くろさき茶豆』の出荷規格の遵守・最終製品の確認基準の統一のために、出荷開始時に検査員、袋詰責任者等を対象とした目合わせ会を実施する。また協議会は、直接販売農家に対し『くろさき茶豆』の出荷期間中に作業場等を巡回し、出荷規格が守られているか否かと最終製品の確認をする。

協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、出荷規格の遵守と最終製品の確認が適正に行われたか否かについて『くろさき茶豆』生産・販売実績報告書』『くろさき茶豆』地理的表示確認表(添付資料 18)で協議会へ報告・提出する。協議会は、構成員たる各枝豆生産組合に作成・提出させたそれらの書類によって、出荷規格の遵守と最終製品の確認が適正に行われたか否かを確認する。

また協議会の構成員たる各枝豆生産組合は、登録された直接販売農家について同様に『くろさき茶豆』生産・販売実績報告書』『くろさき茶豆』地理的表示確認表を作成・提出させ、協議会に提出する。協議会は、それらの書類によって、直接販売農家の出荷規格の遵守と最終製品の確認が適正に行われたか否かを確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

協議会は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、当該生産農家に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産農家について、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の使用を一定期間禁止または当該会員を除名することもできるものとする。

(2) 出荷規格について

協議会は、構成員たる各枝豆生産組合及び各直接販売農家が、出荷規格を満たさない枝豆に地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章を付した状態で出荷した場合には、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家について、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の使用を一定期間禁止または当該会員を除名することもできるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 協議会は、前記 5 (3) の確認の際に(出荷の際に)、生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最

最終製品の各基準をいずれも満たしている枝豆についてのみ、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているものについても確認する。

なお、協議会は目合わせ会において検査員及び袋詰め責任者等を対象とした研修会を実施し、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について周知徹底を図る。

(2) 協議会は、前記 5 (3) 出荷規格・最終製品の確認の際に（出荷の際に）、以下の枝豆があるか否かを確認する。

- ①生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない枝豆であるにもかかわらず、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章が使用されている枝豆
- ②地理的表示である『くろさき茶豆』のみが使用されている枝豆
- ③登録標章のみが使用されている枝豆
- ④地理的表示である『くろさき茶豆』に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている枝豆

8 地理的表示等の使用の指導

協議会は、前記 5 (3) 出荷規格・最終製品の確認の際に（出荷の際に）、以下に該当する場合は、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該枝豆生産組合及び当該直接販売農家について、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章の使用を一定期間禁止または当該会員を除名することもできるものとする。

- ①生産地、品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない枝豆であるにもかかわらず、地理的表示である『くろさき茶豆』及び登録標章を使用した場合
- ②地理的表示である『くろさき茶豆』のみを使用している場合
- ③登録標章のみを使用している場合
- ④地理的表示である『くろさき茶豆』に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

協議会は、2月1日から翌年1月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ①協議会が作成した検査記録の写し
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

協議会は、前記 9 により作成提出した書類に加え、構成員たる各枝豆生産組合及び各直接販売農家に提出させた、『くろさき茶豆』生産販売登録票、「『くろさき茶豆』販売先リスト」、「組合員名簿」、「栽培記録カード」の写し、『くろさき茶豆』生産販売実績報告書、「『くろさき茶豆』地理的表示確認表」を、協議会の事務所に、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

11 連絡先

[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED]
[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED]
[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED]
[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED]
[REDACTED]	(b) (6)	[REDACTED]